

性風俗業を持続化給付金の不支給要件から外していただくことを求める陳情書

2020年5月19日

経済産業大臣 殿

代表者 ナイト産業を守ろうの会
〒813-0011

福岡県福岡市香椎3丁目3-51-201

電話/FAX 092-719-1036

行政書士香椎総合事務所内

他 人

第1 陳情の趣旨

持続化給付金の申請要領の不支給要件（給付対象外となる者）から、「（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者」を外すこと

第2 陳情の理由

この度の新型コロナウイルス感染症による国の支援策について、厚生労働省管轄の「小学校等休業助成金」「雇用調整助成金」は、当初は、性風俗業は対象外でしたが、性風俗業で働く人も救済すべきであるとの多くの声を受けて、対象へと変更されました。

一方で、経済産業省管轄の「持続化給付金」については、性風俗業は対象外という要件が維持されています。

報道によると、個人事業主として性風俗業界で働く人について対象になり得るとの国会答弁が行われたとのことですが（本年5月12日・参議院財政金融委員会）、法人については依然として給付対象外のままです。

持続化給付金の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等に対し「事業の継続を支援、再起の糧として」もらうためというものであり（給付規程2条）、性風俗業についてもこの趣旨は、憲法14条の定める法の下での平等の観点からも、等しく適用されるべきと考えます。

私達は、法令を遵守し、適正に納税しており、そうした事業者を決して差別しないほしいという当事者の願いをお伝えしたいです。

また、休業要請の対象に含まれるにもかかわらず、持続化給付金の対象外とされるというのでは、休業ができない状況になってしまいますので、新型コロナウイルス感染防止の観点からも適切ではないと考えます。

以上のとおり、持続化給付金の申請要領の不支給要件の見直しをお願いする次第です。

以上

